

議案第9号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

次のとおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類		免除の条件		貸付金の種類		免除の条件	
略		略		略		略	
看護職員修学資金	<p>県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成</p>	<p>1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員</p>	略	看護職員修学資金等	<p><u>修学資金</u> 県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成</p>	<p>1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の</p>	略

施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。）に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の

養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。）に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。

イ～ニ 略

ホ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に掲げる医療型障害児入所施設（へに掲げるものを除く。以下「医療型障害児入所施設」という。）

ヘ 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第6条の2

施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。）に在学する者（鳥取大学において看護学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者を除く。）又は大学院の修士

看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。）に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。

イ～ニ 略

ホ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の4に規定する重症心身障害児施設（へに掲げるものを除く。以下「重症心身障害児施設」という。）

ヘ 児童福祉法第7条第6項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の

業務に従事しようとする
ものに対して貸し付ける
資金

第3項の規定により
厚生労働大臣が指定
したもの（次項にお
いて「指定医療機
関」という。）

ト 略

チ 介護保険法（平成
9年法律第123号）
第8条第27項に規定
する介護老人保健施
設（以下「介護老人
保健施設」とい
う。）

リ 略

2 大学院の修士課程
（大学院の修士課程を
修了し、1年以内に大
学院の博士課程に進学
した場合は、当該大学
院の博士課程）を修了
した日から1年以内に
県内の次に掲げる施設
において看護職員の業
務（二に掲げる施設に
あっては、保健師の業
務に限る。）に従事

課程において看護に関す
る専門知識を修得しよう
とする者で、将来県内
において看護職員の業務に
従事しようとするものに
対して貸し付ける資金

設置する医療機関
（次項において「指
定医療機関」とい
う。）

ト 略

チ 介護保険法（平成
9年法律第123号）
第8条第25項に規定
する介護老人保健施
設（以下「介護老人
保健施設」とい
う。）

リ 略

2 大学院の修士課程
（大学院の修士課程を
修了し、1年以内に大
学院の博士課程に進学
した場合は、当該大学
院の博士課程）を修了
した日から1年以内に
県内の次に掲げる施設
において看護職員の業
務（二に掲げる施設に
あっては、保健師の業
務に限る。）に従事

		し、引き続き5年間その業務に従事したとき。 イ及びロ 略 ハ <u>医療型障害児入所施設</u> ニ～ハ 略				し、引き続き5年間その業務に従事したとき。 イ及びロ 略 ハ <u>重症心身障害児施設</u> ニ～ハ 略		
		略				略		
		略				略		
看護職員奨学金	県内における看護職員（法第3条又は第5条に規定する助産師又は看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保を図るため、 <u>国立大学法人鳥取大学</u> （以下「 <u>鳥取大学</u> 」という。）において看護学を専攻する者（ <u>地域枠推薦入学又は看護職員確保のために設けられた特別の入学枠</u> により入学した者に限る。）で、将来県内の病院又は診療所において看護職員の業	1 鳥取大学を卒業した日から2年（ <u>災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間</u> 。以下この号及び第3号において同じ。）以内に <u>助産師免許又は看護師免許</u> を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において常勤の看護職員（病院又は診療所において定める看護職員の勤務時間の全	略			奨学金 県内における看護職員（法第3条又は第5条に規定する助産師又は看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保を図るため、 <u>鳥取大学</u> において看護学を専攻する者（ <u>地域枠推薦入学</u> により入学した者に限る。）で、将来県内の病院又は診療所において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において常勤の看護職員（病院又は診療所において定める看護職員の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する看護職員をいう。以下同じ。）又は常勤の看護教員（看護職員養成施設に常勤職員として採用された者	略

務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する看護職員をいう。以下同じ。)又は常勤の看護教員(看護職員養成施設に常勤職員として採用された者で、看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事するものをいう。以下同じ。)の業務に従事し、当該施設において引き続き6年間その業務に従事したとき。 イ～ニ 略 ホ <u>医療型障害児入所施設</u> へ及びト 略		で、看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事するものをいう。以下同じ。)の業務に従事し、当該施設において引き続き6年間その業務に従事したとき。	
	略		略	
	3 第1号に該当する場合を除き、鳥取大学を卒業した日から2年以内に助産師免許又は看護師免許を取得し、か	略	3 第1号に該当する場合を除き、鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師免許を取得し、かつ、当該免許取	略

		つ、当該免許取得後直ちに同号に掲げるいずれかの施設において常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務に従事し、引き続き6年間その業務に従事したとき。				得後直ちに同号に掲げるいずれかの施設において常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務に従事し、引き続き6年間その業務に従事したとき。	
		略				略	
略				略			
医師養成確保奨学金	県内における医師の確保を図るため、大学（学校教育法第1条に規定する大学をいい、学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研	略	医師養成確保奨学金	県内における医師の確保を図るため、大学（学校教育法第1条に規定する大学をいい、学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研	略

金

修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（鳥取大学において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項において「地域枠入学者」という。）以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（当該期間が9年を超える場合にあつては、9年）とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事はその都度定める期間）内に、指定病院等において常勤医師（当該病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1

金

修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項において「地域枠入学者」という。）以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（当該期間が9年を超える場合にあつては、9年）とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事はその都度定める期間）内に、指定病院等において常勤医師（当該病院等において定め

	週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間(地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(当該期間が6年を超える場合にあつては、6年))以上通算して従事したとき。
	略
略	

備考

- 1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号、看護職員奨学金の項免除の条件の欄第1号から第3号まで並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第

	る医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間(地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(当該期間が6年を超える場合にあつては、6年))以上通算して従事したとき。
	略
略	

備考

- 1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員修学資金等の修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号、看護職員修学資金等の奨学金の項免除の条件の欄第1号から第3号まで並びに理学療法士等修学

1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。

2 略

資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。

2 略

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。